

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|--|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 第 号 |
| 2 | 工 事 名 | 八代市立博物館大規模改修展示照明設備工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市西松江城町12－35 |
| 4 | 工 種 | 電気工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 電灯設備 一式、撤去工事 一式 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥115,500,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和7年2月10日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和7年2月11日 ～ 令和8年2月27日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 八代市西宮町1524-1
商 号 又 は 名 称 (株)ユーテックス
代 表 者 代表取締役 山下剛史 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | |
| | 本工事の実施にあたっては、既存設備を単に更新するだけでなく、展示物を鑑賞するための照明環境を整えとともに、展示物の保全にも配慮する必要があり、相反することの多いこれらの要件を両立させた、高度かつ専門的な照明手法が求められる。 | |
| | したがって、技術力、知識、実績等を評価し、最も適した事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用する。 | |
| | また、その性質が競争入札に適さないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。 | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--------------------------|-------------------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 営工 第55号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 泉支所移転に伴う振興センターいずみ昇降機改修工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市泉町柿迫3188-2 | | |
| 4 | 工 種 | 昇降機設備工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 昇降機設備工事 一式、アスベスト含有調査 一式 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥27,500,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和7年2月13日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和7年2月14日 | ～ | 令和7年6月30日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 福岡市博多区住吉1-2-25 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | 三菱電機ビルソリューションズ(株) 西日本支社 | |
| | | 代 表 者 | 役員理事支社長 古渡昭之 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | |
| | 現在、振興センターいずみに建設時に導入した昇降機が設置されているが、建設から27年が経過し、設備の部品等も製造中止になる時期が迫るなど更新が必要な時期を迎えている。 | | | |
| | また、今回、泉支所が同施設2階に移転することで住民による昇降機の利用頻度が今までと比べて著しく高くなることは明白であり、設備の経年劣化等を踏まえるとより安全な運用を図ることが必要になってくる。 | | | |
| | そこで、昇降機の更新が必要であるが、市民の施設利用に影響がないよう、更新作業は泉支所移転に係る建物改修工事の期間内に完了しなければならないことから多くの時間、費用を要する「新設」ではなく、「改修」により更新作業を実施する必要がある。従って、現在の機器を導入、管理、定期点検を行っている「三菱電機ビルソリューションズ」は、設備やシステムの改修及び上記改修工事内に資材調達から改修工事まで行うことが可能な唯一の業者であるため、地方自治法施工例第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約を締結するものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和7年4月18日